

静 岡 県 議 会
新型ウイルス等感染症対策特別委員会
報 告 書

令和3年2月18日

目 次

1	調査の概要	1
2	委員会の運営方針	1
3	調査の観点	1
4	本県における取組状況	2
5	参考人の意見	1 6
6	提言	3 1

【資料編】

・ 委員会の活動状況	別表 1	3 8
・ 委員名簿	別表 2	3 9

1 調査の概要

当委員会は、「新型コロナウイルス等感染症対策に関する事項」を付託調査事項として令和2年5月20日に設置されて以来、別表1「委員会の活動状況」に記載のとおり、7回にわたり委員会を開催してきた。

委員会では、現在執行部が行っている関係施策等について調査を行ったほか、新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響、感染症の予防と感染拡大に備えた医療提供体制等の関係者を参考人として委員会に招致し、新型コロナウイルス等感染症対策に関する現状や課題、県の役割についての意見などを聴取した。

2 委員会の運営方針

第1回委員会において、次の2点を運営の方針として設定した。

- ・ 執行機関に対する調査に偏ることなく、委員間討議や参考人からの意見聴取、先進事例の現地調査等を積極的に実施する。
(今年度は、コロナ禍を踏まえ、先進事例の現地調査を中止し、参考人からの意見聴取を増やすことで対応した。)
- ・ 調査結果は、委員会の提言等として報告書にまとめ速やかに議長に提出する。また、直近の本会議で報告書を議場配付し、委員長報告を行う。

3 調査の観点

新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染が拡大し、本県においては、県対策本部を設置し、感染防止対策の徹底、県内の社会・経済活動への影響の把握と必要な対策に取り組んでいるが、事態の長期化により県民生活への甚大な影響が懸念され、早期の事態収束と収束後を見据えた更なる対策の推進が求められている。

このような状況を踏まえ、今後、変異株を含め新たな感染症が発生した場合の非常事態に備え、市町との連携を考慮し、平常時及び発生時の感染防止対策、発生時の県の危機管理体制の強化、県民生活と経済活動への支援など新型コロナウイルス等感染症対策に向けた提言を行うこととした。

なお、調査に当たっては、以下の点に着目した。

- ・ 感染防止対策と危機管理体制
- ・ 発生時の医療提供体制の整備
- ・ 発生時と事態収束後の中小企業・小規模事業者、農林水産業者等への支援
- ・ 発生時と事態収束後の観光誘客対策等
- ・ 発生時の学校における教育活動、家庭での相談体制等

4 本県における取組状況（令和2年7月15日時点）

当委員会では、執行部から事業の取組状況等の説明を受けるとともに、質疑を行った。委員会において、執行部から説明のあった本県の取組のうち主なものを掲げる。

（1）危機管理部

<危機政策課・危機情報課・危機対策課>

（新型コロナウイルス感染症対策本部の設置）

- ・ 知事を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症防止対策と社会・経済活動に係る各種の対策を実施した。

（緊急事態宣言の本県指定と県実施方針の策定）

- ・ 令和2年4月16日に本県が国の緊急事態宣言の指定区域となったが、5月14日に本県は対象地域から解除され、5月25日には国が全面的に緊急事態宣言を解除した。
- ・ 政府対処方針の改正を受けて、県の実施方針を改正し、新しい生活様式の定着に向けた啓発、催物の開催制限や県境をまたぐ移動に関する行動制限の段階的な緩和などを行った。

（ふじのくにシステム・体制の強化）

- ・ 緊急事態宣言解除後も、県内外の感染状況を継続して監視するふじのくにシステムを導入し、警戒レベルとレベルごとの行動制限を毎週金曜日に発表し、県民をはじめ県外の方々に注意喚起を行った。
- ・ 対策本部内に専任チームを設置し、健康福祉部とともに本部体制の強化を図った。

（適時・適切な情報提供）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報について、県公式ホームページ内に設けた感染症関連情報専用のページや防災アプリ静岡県防災などを活用し、迅速かつ適切な情報提供や政府の接触確認アプリCOCOAの普及啓発に努めた。

（市町支援等）

- ・ 市町に対して、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に必要な取組や支援策等を情報提供した。また、市町などが実施する感染症対策を支援するため、4月補正予算において地震・津波対策等減災交付金の新型コロナ対策の交付率のかさ上げを行い、市町等が整備を行う感染防護資機材、換気対策資機材等の購入経費の2分の1（交付上限3,000万円）を補助した。
- ・ 感染症拡大防止協力に係る協力金制度の創設については、政府の緊急事態宣言を受け、その対処方針に基づき、県内での感染症拡大を防止するため、県が休業要請をした施設に対する協力金と市町が地域の実情を踏まえて実施した独自の休業要請に対する市町交付金による支援金の二段構えとした。

(2) 健康福祉部

<医療局 疾病対策課>

(感染予防対策)

- ・ 感染症には、感染源、感染宿主、感染経路の3つの要素があり、その3つがそろった場合に感染が成立する。
- ・ 感染経路に関しては、飛沫感染、せきやくしゃみだけでなく、会話や歌を歌うことによってもウイルスが飛び散って目や口や鼻の粘膜に入ることによって感染が成立する。発症する2日前から感染力を持っていて、その段階から飛沫、唾液やせきの痰等にウイルスがいる。また発症した後、1週間程度は感染力があるとされており、大変対策が取りにくい。接触感染としては、つばやしぶきが飛んだものの表面において最大3日程度はウイルスが感染力を持っており、手から口や目や鼻を触ってうつる感染経路がある。
- ・ 感染経路を断つ周知啓発や、感染源の方を早期に見つけて隔離し、治療して退院していただく、あるいは宿泊療養施設から退室していただく必要がある。ワクチンがない現状では、感染を受ける方は守る、免疫力をつけるしか方法がなく、その2つを徹底して行っている。
- ・ 衛生資材の確保については、飛沫感染を遮断するサージカルマスクや個人防護具等の配布を3月から行っている。
- ・ 社会福祉施設の感染防止対策に関して、特に高齢者はコロナウイルスの感染症で重症化しやすいため、施設内で発生した場合に入院を待つ間、簡易陰圧装置でウイルスが他の部屋に広がらないような対策に助成している。また、高齢者施設は面会制限が厳しく行われているので、ICTを使ったモニターやタブレットでの面会など通信環境を整備する予算を組んでいる。
- ・ 感染者が多い地域から帰省してくる方については、潜伏期間を考慮し、帰省する前2週間は健康観察を行い、感染拡大している施設等には近づかないよう要請を徹底している。
- ・ インフルエンザで重症になりやすい高齢者は、コロナウイルスでも重症になりやすいので、高齢者や持病のある方については、インフルエンザワクチンの接種の推奨を行う必要がある。ワクチンを打ってインフルエンザへの感染を防止もしくは軽症化すれば、その方が医療機関を受診する機会が減り、医療機関の外来等でコロナウイルスをもらうリスクを回避できる。さらに、インフルエンザの患者の受診が減れば、医療機関の負担が減る。

(PCR検査体制)

- ・ PCR検査は、ウイルスを持っている方を早期発見・早期隔離し、感染の拡大を防ぐ目的がある。そこで、検体検査ができる検査機関の強化や、検査機器の購入に対し補助を行っている。
- ・ 各郡市医師会や市町の協力を得ながら、各医療圏に1か所以上を目指して

整備し、7月には11か所となった。また、遺伝子を増幅するPCR検査以外に、ウイルスの表面をつくるたんぱく質を検出する抗原検査も進歩してきた。5月13日から抗原検査の保険適用が開始され、検体も鼻咽頭だけでなく、唾液でも検査が可能になった。唾液の採取により医療従事者が飛沫を暴露するリスクがなくなり、安心・安全と採取の迅速化につながった。

- ・ 検査機関への支援として、検査の測定機器の整備、検体の試薬、検体の鼻咽頭を取る綿棒等の検体キットの購入を進め、検体採取の体制を整えている。また、妊婦を対象に検査する支援も6月補正予算で組んでいる。

(医療提供体制)

- ・ 当初各保健所で相談業務を行っていたが、積極的疫学調査、患者やその濃厚接触者の調査を行うことに注力するため、相談センターの機能を5月からコールセンターに外部委託して行っている。また、相談センターを通じてPCR検査を行う帰国者・接触者外来は現在37医療機関まで増えている。
- ・ 医療提供体制を検討し、感染予防対策、クラスター対策等の助言を行う専門家会議を設置し、月1、2回のペースで開催している。また、重症患者を最もふさわしい病院に迅速に搬送するため、ふじのくに感染症専門医協働チームを設置した。
- ・ 入院病床は当初46床の感染症指定医療機関の感染症指定病床で始まったが、一般医療機関の一般病床にも受入れを依頼し、6月に200床となった。
- ・ 厚生労働省から、6月19日に4月の流行第1波の国内の感染者の状況や、協力要請の効果を踏まえた医療提供体制確保のための新たな流行シナリオとそれに付随する患者推計ツールが提供され、どこまで患者数が増えていくか等のシミュレーションをすることができた。
- ・ 7月15日現在、本県はフェーズ1の感染限定期で、1週間当たりの患者の発生が14人程度まではこのフェーズである。現在入院できる病床が150床程度で、ホテルにいる方もいて、実際に入院している方は10人程度である。今後、患者が増えてきた場合に、次の感染移行期前期に移行するかどうかは、専門家会議の助言を受けながら県が決定していく。フェーズ2に移行した場合には準備病床50床を上乗せして、すぐ入院できる即応病床に昇格していく。その次のフェーズに移行せざるを得ない患者数の発生があった場合には、感染移行期後期フェーズ3に移行して、300床を即応病床として確保する。最後の感染蔓延期には段階的に450床を確保していく。フェーズを切り替える場合には、その都度何らかの対策を地域別等で取っていく。
- ・ 軽症者患者用宿泊施設のホテルについては、現在155室確保しているが、最大450室必要になる可能性がある。特に東部の患者が多いので、東部を中心に公募方式で次のホテルを探しており、現在調査を進めている。
- ・ 重症者は、シミュレーションで最大ピーク時には、県民への協力要請の1

日後には63人発生することが予想されているので、人工呼吸器や簡易陰圧装置やエクモ等の設備整備の補助を行っている。また、全ての医療従事者、福祉施設職員への慰労金の給付や医療従事者が自宅に帰らずに宿泊して勤務を続ける場合の宿泊費補助の予算も計上している。

- ・ 陽性患者を受け入れる病院である重点医療機関について、大阪府等では病院単位で受け入れる方法を進めているが、本県では難しいので、病棟単位で受け入れる重点医療機関を東中西で1か所ずつ指定していく方法を進めていく。ここでは、病棟単位で数十ベッドを確保して、中等症以上の方を受け入れていく。
- ・ 協力医療機関とは、感染の疑いのある段階で救急患者や妊産婦、小児、精神科疾患を持つ方を受け入れる医療機関であり、医療圏単位で確保していきたい。
- ・ 重点医療機関や協力医療機関については、普段から病床を空けていただくことになるので、高額な空床補償の費用が必要になる。
- ・ 重点医療機関や協力医療機関の指定を受けなくても、救急、周産期、小児の医療体制を維持していく医療機関には支援金を交付していく。また、診療所や薬局、訪問看護ステーションや助産院など、感染症の増えている状況にあっても地域医療維持に必要な機関に対しても支援金を交付していく。

＜こども未来局 こども未来課＞

（保育所の休園等の状況）

- ・ 保育所や放課後児童クラブについては、まず仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児や児童の登園や通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開園や通所を検討していただいた。次に、園児や職員が罹患した場合、または地域で感染が著しく拡大している場合等、規模を縮小して実施することも困難なときには、臨時休園や臨時休業を検討していただいた。この場合に、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、独り親家庭などで仕事を休むことが困難な方などの子供については、保育預かりについての御配慮をお願いした。
- ・ 保育所については、26市町で開園し、認定こども園については、17市町で開園した。なお、認定こども園は幼稚園部分と保育所部分を併せ持っており、開園した市町のうちでも幼稚園部分のみ閉園とした市町は4市である。
- ・ 放課後児童クラブは20市町で開所し、そのうち8市町が午前中から開所した。一部の学校においては、休校中に預かりを実施した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、保育所等が市町からの要請・同意に基づき臨時休園や登園自粛要請を行った場合、保育所等へ登園した日数で日割り計算をし、その月に保護者が支払うべき保育料を算出し、その

差額を減免することとなった。その減免部分、保育料の未収部分についても、国・県・市町で本来の給付費の負担割合に応じて負担するため、県負担額として、4月補正で1億5,200万円を計上した。

(放課後児童クラブへの支援)

- ・ 学校の休校に合わせ、午前中から開所した場合や受入れ人数の増加や密を避けるため、支援単位を増やした場合、また障害児を受け入れた場合等、その運営に要する経費を助成することとし、負担割合は、国・県・市町それぞれ3分の1で、県の負担額として1億1,400万円を計上した。
- ・ 職員の不安を軽減するため、感染症対策の専門家を現場に派遣し、施設の状況に応じた有効な予防策を指導している。また、マスク、消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援、さらに継続的にサービスを提供していくための経費も助成している。なお、この経費は、衛生用品や備品の購入支援のほか、職員が時間外に消毒や清掃を行った場合の超過勤務の手当、休日勤務手当等の割増し賃金など、給与規定に基づき職員に支払われる手当のほか、非常勤の職員の雇上げをした場合の賃金等、事業を継続するために要する経費を幅広く対象とすることができる。

<こども未来局 こども家庭課>

(児童虐待)

- ・ 令和元年度の児童虐待相談件数は3,461件で、平成30年度の2,911件から19%増加している。緊急事態宣言が本県に適用された令和2年4月と5月の相談件数は537件で、昨年同時期の471件から14%増加している。
- ・ 4月から5月の相談の中には、感染症で夫の仕事が休業になって、不安定な夫婦関係が悪化し、子供の目の前で妻に暴力を振るうといった面前DVや、臨時休校中にゲームばかりしている子供の態度に父親が怒りたててしまったという事例があるなど、感染拡大による影響も一部出ている。
- ・ 児童相談所では感染症の拡大時においても、子供の安全を確認するため、家庭訪問を継続して実施しているが、保護者が感染リスクを理由に面会を拒絶するケースが発生した。そこで、6月補正予算で児童相談所職員が家庭訪問時に装着する感染防止用の防護服を整備するとともに、保護者に子供の様子を映像として映してもらうためのタブレット端末を整備していく。
- ・ 虐待の未然防止のため、子育てに悩みを抱える保護者あるいは子供本人を対象として、新たにLINEを活用した相談窓口を開設する。電話相談のほか、SNSを活用することで相談しやすい体制の充実を図る。

(DV：ドメスティック・バイオレンス)

- ・ 令和元年度のDV相談件数には3,231件で、平成30年度は3,193件となっている。4月から5月の相談件数は、令和2年度が726件で、昨年同時期の552

件から32%の増加となっている。

- ・ 4月、5月の相談は、1人10万円を支給する特別定額給付金に関し、避難先の住所へ支払いを変更してほしいという手続の相談が数多く寄せられた。
- ・ DV防止対策に対する主な取組として、広報・啓発のため、国が4月からSNSを活用したDV相談+（プラス）を開設した。県においては、女性相談センターあざれあで面接相談等を実施している。
- ・ 緊急的な保護が必要なDV被害者に対しては、引き続き、福祉施設における一時保護委託先の確保を図る。

＜障害者支援局 障害福祉課＞

（放課後等デイサービス利用者への支援等）

- ・ 県内の特別支援学校も3月上旬から臨時休校となったが、放課後等デイサービス事業所は、5月の連休付近でも8割を超える事業所が営業を継続もしくは業務を拡大して実施して、営業時間の延長や新規利用者の受入れなどを行い、障害のある児童とその御家族を支えた。
- ・ 営業時間の延長や利用者増加に対する経費の補助、利用者負担を軽減する制度も創設された。また、居宅を訪問して保護者のレスパイトを行う事業、医療的ケア児の送迎を行う事業所にタクシー券を配付する事業について、4月と6月の補正予算に計上した。
- ・ 在宅の障害のある方への支援として、障害者地域生活支援事業がある。聴覚に障害のある方が外出をする際、新型コロナウイルスの感染を恐れて手話通訳者の同行が困難となることが想定されるため、遠隔手話システムを構築することにより、手話通訳者が同行できない場合であっても、聴覚に障害のある方が安心して相談できる体制の整備を図っていく。タブレットやスマートフォンを通じた遠隔手話により意思疎通を図るものであり、健康福祉センター等に手話通訳者用のブースを設置する準備を進めている。
- ・ 外出自粛要請等によるデイサービスの利用控えなどに伴い、訪問入浴サービスの利用拡大が見込まれる。このため、移動入浴車を派遣し、介助者による入浴サービスを提供する市町に対して助成を行っている。また、相談等の増加が予想される障害者就業・生活支援センターの支援員の増員、県が実施する研修や市町が設置する地域活動支援センターの感染防止対策等に予算を計上している。

（3）経済産業部

＜商工業局 商工振興課・商工金融課・経営支援課＞

（中小企業・小規模事業者の資金繰りへの支援）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞により、本県の景気

は悪化し、日本銀行静岡支店が発表した6月の県内金融経済動向では景気は一段と悪化している。6月の県内企業短期経済観測調査でも、全産業の業況判断指数がマイナス44と、3月から34ポイント大幅に悪化している。

- ・感染症の第2波など先行きが不透明で厳しい状況が続くと見込まれるため、県内外の経済動向を注視しながら、的確な中小企業対策を展開していく。
- ・県内企業は当面の運転資金の確保に奔走している状況にあり、資金繰りへの支援要請は、製造業、建設業、卸売業など幅広い業種にわたっており、拡大傾向にある。今後とも、つなぐ支援に注力していく必要がある。一方、政府においても、第二次補正予算において、新たに大企業、中堅企業、中小企業といった企業規模別の資本支援策を導入したところであり、財務の健全化と資金調達の円滑化を図る施策を実施予定である。
- ・県制度融資は、7月6日現在での申込み・承諾状況は3万685件、5,811億円に上っている。これはリーマンショックや東日本大震災時を超える大きな融資規模である。このうち、4月17日に終了した旧の新型コロナウイルス感染症対応枠については、承諾件数が7,708件、1,996億円となっている。また、4月28日から受付を再開した新しい新型コロナウイルス感染症対応枠については、6月補正予算において、10月末までの所要額を見込んで融資枠を1,000億円に拡大して、申込み状況は現在700件、272億円となっている。さらに、5月1日から開始した国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付については、同じく6月補正予算において、10月末までの所要額を見込み、1兆1,500億円に融資枠を拡大し、申込みを開始して、まだ2か月余りであるが、既に2万2,277件、3,543億円に達している。

(感染症拡大防止と社会経済活動の両立)

- ・感染症拡大の影響下において、売上が減少する逆境を跳ね返すべく、民間の創意工夫を活かした新サービスの展開や業態転換に取り組む事業者、新たにマスク等の衛生資材の製造に取り組む事業所を支援するため、4月補正予算で中小企業等危機克服チャレンジ支援事業費補助金制度を創設した。この制度に多くの県内事業者から予想を大幅に上回る申請があったため、6月補正予算で3億円を増額した。結果的に、新サービスの展開や業態転換については187件、3億1,343万7000円、マスク等の衛生資材の製造については10件、8,000万円余り、合計で197件、3億9,500万円余りを採択した。
- ・この事業は、非接触・遠隔をキーワードに、業種を限定せずに募集し、製造業、小売業、飲食業、サービス業など幅広い業種から多様な提案を受けた。これまで対面型で行っていた事業をオンラインビジネスに転換するとか、飲食・小売業で、ECサイトを新たに構築するなどIT等を活用したデジタル化の提案が一定数を占めている。なお、これまで取り組んだことのない未知の領域や分野に挑戦する事例も見受けられた。

- ・地元野菜を使った新商品の開発など事業環境の変化に対応した新たなビジネスモデルへ挑戦する小規模事業者を支援するために、上限50万円の事業であるが、4月補正予算で小規模企業経営力向上支援事業費補助金に応募要件を緩和するコロナ対応枠を設けて、予算額を1億円増額した。感染症の影響により1か月間の売上高が前年同月比で10%以上減少している場合について、過去に一度、この補助金を受けた事業者の方であっても再度応募可能にするなど、厳しい状況下において経営力向上のための新たな取組を行う小規模事業者を後押しする内容となっている。
- ・専門家派遣の拡充については、感染症拡大の影響を受けた中小企業・小規模事業者の経営相談のニーズが非常に高まったことから、4月補正予算において、従来あった専門家派遣を1,350回分拡充した。資金繰りや雇用調整助成金の活用など相談内容は多岐にわたるが、それぞれの内容に応じた分野の専門家を派遣して支援を行っている。
- ・中小企業や小規模事業者が非接触、遠隔で経営相談を行うことを望んでおり、4月補正予算で新たにオンライン経営相談環境整備事業を実施している。具体的には、商工会議所等の16の商工団体に対して、インターネット回線を利用した経営相談システムの開発等を行う場合に、その経費を助成することで、事業者がこれまで商工団体に出向いて相談を行っていたところを各事業所からオンラインで経営相談ができる環境の整備を進めている。

＜就業支援局 労働雇用政策課＞

（雇用調整助成金の拡充と対応）

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、雇用情勢の悪化が本格化しており、令和2年5月の有効求人倍率は1.06と68か月ぶりに1倍となった。雇用の維持に注力する必要があるとあり、国と一体となって、急増する休業者を休業に留める支援、新しい働き方に対する支援を行っている。
- ・雇用調整助成金は、国の第2次補正予算において、1万5,000円／人／日、特例期間を9月まで延長、解雇を行わない企業に対する雇用調整助成金は補助率10分の10とするなど手厚く支援を拡大している。また、雇用調整助成金により事業主から休業手当を受けられない労働者に対して、直接的に支援金を給付する制度もスタートしている。県としては、国の制度の周知と併せて、専門家派遣、社会保険労務士による申請支援等を行っている。

（新しい働き方への対応）

- ・コロナ禍において、在職者のスキルの向上が求められており、デジタル化の進展に伴い、非接触・遠隔型の社会・経済構造の変化に対応できる人材が求められ、在職者訓練を6月補正予算において拡充し取り組んでいる。
- ・テレワークが各企業で積極的に取り組まれる中、過重労働やテレワークに

よって自分の在宅によるコストが上がるといった労働環境の問題が出てきており、社会保険労務士による個別相談会等を開き、労働者の支援を行う。

- ・ 学生は東京において就職活動ができない状況であるが、県はU・Iターン就職サポートセンターを東京に設置してウェブ相談を強化しており、昨年度の1.7倍以上の相談がある。また、しずおかマッチングサポートデスクにおいて、県内企業の採用情報等を東京のサポートセンターに提供している。

(失職・離職者への対応)

- ・ 失業者の急増が懸念されており、休業手当等をもって休業している方は失業者予備軍と呼ばれている。経済の回復で職場にまた戻るのが前提となるが、やむを得ず失業してしまった方に対して、次の分野を視野に入れた転職活動を支援していくため、6月補正予算で介護分野、IT関連など求人ニーズの高い分野の訓練にも注力していく。また、今後失業者へ適切な対応ができるように、しずおかジョブステーションの運営体制を10人から19人にして、リーマンショックと同等の規模に拡充している。また、外国人通訳を3人増員して、外国人の失業者への対応も行っていく。
- ・ 外国人技能実習生等はコロナ禍において次の実習先を探さなければならないが、受け入れる企業等がなかなか見つからないため、コーディネーターを2人配置し、技能実習生の他分野への就業支援や、必要なオーダーメイド型の研修を提供するように6月補正予算で計上している。
- ・ 国の外郭団体として47都道府県に設置している産業雇用安定センターで、人材余剰となった企業から人材不足企業への出向を促進している。休業中で人材が余剰となっている企業にいる社員については、出向で人材不足分野への企業に移る、または別のスキルを身に付けるなど、有効に人材が流動化できるように、県としても産業雇用安定センターと協定を結び、この利用促進に努めていく。

<農業局 農業戦略課>

(農産物の販売状況)

- ・ 外出自粛等の影響で家庭内消費が多い品目については堅調に推移しているが、外食や贈答が中心のメロン、ワサビ、牛肉、花、お茶等の需要が低迷し、価格の下落や出荷量の減少が生じている。温室メロンは6月に前年同月比92%と5月以降から回復傾向である。ワサビは、4月、5月が半値程度だったものが、6月には7割程度まで回復しているものの、厳しい状況である。同様に、バラは前年同期比85%、和牛も77%と依然として厳しい。

(資金繰り)

- ・ 7月13日の時点で農林漁業セーフティネット資金に100件、JAアグリマイティー資金に73件の新規申込みがある。申請者の中心は、やはり影響の大

きいワサビ農家やメロン、お茶、花などの農家である。

(労働力確保)

- ・ 出入国制限により、農業法人で14社、22人の外国人技能実習生の欠員が生じて、現在、実習生の滞在延長または日本人の雇用増員で対応している。

(今後の対応)

- ・ 4月補正予算でバイ・シズオカ運動の一環として、JA静岡経済連のしずおか手しお屋のECサイト、本県のECサイトで本県農産物の販売促進に努めている。6月補正予算では、静岡・山梨両県民に県産品購入を呼び掛ける取組など、農産物の需要喚起を図っている。さらに、国の事業も活用しながら、メロンや牛肉などの学校給食への食材提供やお茶の試供品の提供、公共施設での花卉の活用など、滞っている農産物の利用拡大を進める。
- ・ 農業経営が継続できるよう資金制度の充実を行うとともに、国の給付金や交付金の活用について、JAグループと連携しながら、制度の情報収集や申請の手続の支援などを行う。特に、経営継続補助金は、感染予防対策を行いながら、販路の開拓や回復、機械・設備の導入等を総合的に支援する国の事業で、農業者の事業手続から経営改善までを指導者が伴走支援することが条件であり、県農林事務所の職員が伴走者として支援している。
- ・ 労働力低減を図るため、農作業の自動化等のスマート農業技術を現場に導入・実証する事業があり、生産者、研究機関、民間企業などが集まりコンソーシアムを立ち上げ、県も参加して、事業推進を支援している。

<森林・林業局 林業振興課>

(林業・木材産業の状況と今後の対応)

- ・ 木材需要の中心は住宅用部材であり、住宅の着工動向が一定の期間を経た後、木材需要に影響を及ぼす。住宅については、今後の経済的な見通しへの不安などから、着工戸数の落ち込みが見込まれる。5月頃までは受注残分の生産により例年並みの推移であったが、徐々に影響が出始めて、林業・木材産業関係者は9月以降の木材需要の急激な減少を懸念している。
- ・ 林業・木材産業の経営継続と雇用維持を図る必要がある。また、売り先が決まらず滞留している丸太を一時的に保管することも必要である。
- ・ 材製品の販売促進に向けて、県の各種補助事業の活用などによる住宅や非住宅建築物における県産材の利用を促進していく。経営継続については、関係団体を通じて、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金等の金融支援策の周知を徹底していく。
- ・ 雇用維持については、作業道の先行開設や保育間伐などの森林整備と丸太生産の組み合わせによる林業経営体の業務量確保を支援している。丸太の一時保管については、国補正予算により創設された支援策を周知する。

＜水産・海洋局 水産振興課＞

（漁業者、水産加工業者等の経営状況）

- ・ 需要喚起や漁業者等の経営改善を支援する補助事業等を実施している。緊急事態宣言等による影響で、4月、5月は高級魚あるいは養殖魚種について、首都圏等の業務用向けを中心に売上に大きな影響が出た。また、水産加工業も業務用向けの売上に大きな影響があった。一方、スーパー等の一般消費者に向けたものに対しては大幅な需要の増加も見られた。

（資金繰り・労働力確保）

- ・ 資金借入は、緊急事態宣言後も養殖経営、高級魚が漁獲対象の漁業を中心に増加はしているが、新規申込みの大幅な増加には至っていない。影響が長期化した場合を想定した金融支援が必要である。
- ・ 遠洋マグロはえ縄漁船は、南アフリカのケープタウンがロックダウンしているため、船員を現地に行かせることができない。カツオ竿釣船等も、外国人船員が帰国できない状況である。水産加工業は、一時帰国や新規来日予定の技能実習生が確保できず、日本人従業員を確保して対応している。

（課題と対応）

- ・ バイ・シズオカ運動と連動し、JA静岡経済連のしずおか手しお屋のECサイトで魚類の販売をしている。また、6月補正予算では、水産物販売促進緊急対策事業費助成で学校給食の食材を提供している。
- ・ 水産イノベーション対策支援推進事業は漁業者あるいは水産加工業者の新たな取組を支援するものであり、当初5,000万円の予算を組んでいたが、コロナ対策特別枠として、4月補正予算で1,000万円を積んだ。
- ・ 農林水産業災害対策資金のコロナ対策、県制度融資の条件緩和等の措置を行うとともに、系統金融機関のコロナ特別資金の斡旋等で経営を支援する。

（4）スポーツ・文化観光部

＜観光交流局 観光政策課・観光振興課＞

（延べ宿泊客数の状況）

- ・ 本県の延べ宿泊客数は、令和2年1月27日に中国からの団体旅行が禁止された頃から影響が出始め、緊急事態宣言が発令された4月は、対前年比21.7%となる42万3,700人、うち外国人宿泊客数は対前年比1.9%となる4,130人であり、大きく減少している。

（安全安心の観光地域づくりの推進）

- ・ 宿泊施設や観光施設向けに感染防止対策の一定の基準や対応方法等を示す指針を策定するとともに、具体的な事例等を織り交ぜながら指針の内容を分かりやすく解説する研修動画等を作成し、6月5日以降、順次公開した。
- ・ 県内観光地域などが一体となって実践する感染防止対策を県内外に発信す

る事業に対して助成するほか、メディアやSNSを活用して、安全安心な観光を楽しむことができる施設等を発信するとともに、インスタグラムフォトキャンペーンの実施を通じ、観光客等の投稿による県内各地の観光魅力、安全性の発信、拡散に取り組んでいる。

(誘客促進)

- ・ 県民による県内観光を促進する取組を進めており、6月中旬以降、インターネット宿泊予約サイト及び県内旅行会社店舗において、県民を対象として宿泊代金を1人当たり最大5,000円を割り引く助成事業を実施している。
- ・ 感染症の状況が落ち着いている本県と山梨県、長野県、新潟県の県民を対象としたインターネット宿泊予約サイトを活用した利用者助成を7月22日から実施する。さらに、安全安心な観光地域づくりの構築に向け、ウィズコロナ時代の観光地域づくりや誘客促進を目的とする地域や団体等の広域的な取組を支援していく。さらに、県内周遊の促進を図るため、県内観光施設等を対象としたデジタルスタンプラリーを実施するほか、交通事業者が地域の方々と連携して取り組む周遊企画などを支援していく。

<空港振興局 空港管理課・空港振興課>

(対策と収束後の空港利用促進：資料提供)

- ・ 富士山静岡空港においては、利用者に安心して空港を利用していただけるよう、館内消毒の強化など感染予防対策に取り組んでいる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた富士山静岡空港の路線の回復を図るため、県と運営権者、富士山静岡空港利用促進協議会が連携して、旅行需要の喚起など利用促進策を展開する。

(5) 交通基盤部

<港湾局 港湾企画課>

(県内港湾における感染拡大防止対策：資料提供)

- ・ 新型コロナウイルスの感染防止に向け、港湾管理者として、清水港、田子の浦港及び御前崎港での各保安委員会（港湾管理者、港湾関連官公署、民間事業者等）を開催し、国の動向等に係る情報の共有、連絡体制の確認、利用者等への啓発・情報提供、職員等の感染予防対策などを実施している。

(6) 知事直轄組織

<地域外交局 地域外交課>

(海外における感染症対策の状況)

- ・ 海外トピックス（臨時版）は、海外駐在員事務所との情報交換を通じて、各国・地域の情報を共有し、県民や企業に参考となる特徴的な取組を紹介

しており、4月以降11回発行している。この中では、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を調べるドライブスルー方式によるPCR検査体制、検体採取時に医療従事者の顔を患者から遮断し安全かつ効率的に作業を行うことができるエアロゾル・ボックスの導入などの先進的事例を紹介している。7月発行の第10号では、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置となるシンガポール政府による中国との渡航制限の緩和、韓国政府による中国とのファストトラックビジネス特例渡航の現状について紹介している。

- ・台湾事務所では、台日産業推進オフィスに働きかけ、台湾の先進事例を取り込むため、感染症拡大防止のノウハウを紹介するセミナーの開催に協力し、本県からも多くの方が視聴した。また、東南アジア事務所では、5月にウィズコロナ、アフターコロナに関するセミナーを3回シリーズで開催し、東南アジア諸国、インドなどから10か国、延べ206名が参加し、好評を得た。そして、このセミナー参加者からの要望に対応し、海外拠点における組織マネジメントに関する意見交換等を7月に4回開催する予定である。
- ・東南アジア事務所と県国際経済振興会等が連携し、本県企業が多く進出している東南アジアのシンガポール、インドネシア及びベトナムのコロナ禍における経済政策や事業者に対する支援策に関する情報を整理し、企業等へ情報提供を行っている。感染症に対応した人の往来の再開、経済活動の回復後を見据え、引き続き駐在員事務所と連携し、県民や企業に役立つ情報の収集・発信に取り組んでいく。

(7) 教育委員会

<高校教育課・特別支援教育課・健康体育課>

(県立学校における臨時休業等の経緯)

- ・国からの休業要請を踏まえ、県立高校は3月3日から、特別支援学校は3月4日から臨時休業することを決定した。春季休業後の4月6日以降、学校を再開することとしていたが、4月7日に緊急事態宣言が発令されたため、本県は指定地域に含まれていないが、再び4月11日から26日までの休業を決定した。その後、子供たちの感染リスクを最大限に避けるため、5月31日まで休業を延長することとなったが、5月14日に政府から新たな対処方針が示され、15日に開催された本県の感染症対策本部員会議において、行動制限が緩和されたことを受け、前倒しで5月25日から学校を再開した。

(学校再開後の対応)

- ・高校については、3密対策として可能な限り少人数学習を行い、2方向の窓を同時に開けて換気することや授業時数確保のため長期休業の短縮や土曜授業の実施、また、放課後補習や土日の家庭学習で使用できる動画等のコンテンツ配信を行ってきた。部活動は、6月1日より校内での練習から

段階的に再開し、現在は練習試合や代替大会への参加なども行われている。

- ・ 特別支援学校については、3密回避のため、分散登校により再開したが、6月8日以降、35台のバスを増車し、一斉登校を実施している。
- ・ ICT機器整備やその活用方法周知のための訪問指導等を行っている。また、毎朝の検温や手洗い、マスクの着用、せきエチケットの徹底、ドアノブ等の消毒のほか、学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制を行っている。熱中症対策として応急的にスポットクーラー等を設置するほか、長期休業で学業等の悩みを抱える児童生徒等の心のケアへの対応として、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による相談体制を構築している。
- ・ 4月補正予算で、学校の消毒液など衛生用品を備えるための衛生用品関連事業費や、学校と家庭をつなぐオンライン学習に必要な環境の整備のためのクラウド学習推進事業費、失業及び所得の激減により家計が急変した世帯の高校生等への支援のための家計急変支援関連事業費を計上した。
- ・ 6月補正予算で、家庭でオンライン学習ができるよう高校生等のいる非課税世帯等に対し奨学給付金に通信費相当を追加で支給する経費や、感染症対策や学習保障に必要な教材や備品などを整備する県立学校教育活動再開対策事業費、日本語能力に課題のある外国人生徒を支援するため、補修等のための指導員等派遣事業費を計上した。なお、高校への空調整備や特別支援学校のスクールバスの増車については、予備費を活用した。

＜義務教育課＞

（市町立学校における臨時休業中の対応）

- ・ 小中学校においては、市町教育委員会が感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じて休業期間を設定し、学習プリントや教科書ドリルなど家庭学習を実施し、教員が電話連絡や家庭訪問等で児童生徒の状況を確認してきた。

（学校再開後の対応）

- ・ 各学校では文部科学省の通知に基づき、3密対策や消毒を実施している。夏季休業の期間は、最長で35日間、最短で9日間である。学校再開後は、学習支援員やスクールカウンセラー等を各学校に配置している。
- ・ 国庫補助事業を活用し、補修等の学習支援員に8億5,180万円、スクールサポートスタッフに1億630万円が追加で予算措置されたので、外部人材の活用等により対応していく。

5 参考人の意見

当委員会では、有識者6名を参考人として招致し、意見聴取を行った。

(1) 一般財団法人静岡経済研究所 常務理事 恒友 仁 氏

委員会における恒友氏の意見の概要は、次のとおりである。

(静岡県経済の現況)

- ・ 令和2年8月17日に日本の4～6月の国内GDPが発表された。前期比マイナス27.8%で、リーマンショックのマイナス17.8%よりも10ポイントも悪く、次元が違う。経済の基本原則は、人と物が動いて、お金が動く、経済が成り立つという流れである。今回は人と物が動かず、お金が動かなくなった状態で、ダメージが今も尾を引いている。
- ・ リーマンショックはお金の動きが止まっただけで、人と物は正常に動いていた。今回は見えないウイルスと戦っていて、ゴールが見えない。ワクチンや特効薬ができれば、そこがゴールかもしれないが、経済や産業構造が変化しており、完全にコロナ前の世界に戻るか分からない。
- ・ 買物がネットショッピングになり、移動が伴うときは密にならないよう近場で動こうする傾向にある。特に大企業では、リモートワークが行われている。パソナの本社の一部が東京から淡路島に移るといった動きがある。
- ・ 国内GDPは4月から6月期で個人消費がマイナス8.2%で、これはまれに見る数字である。GDPで個人消費に占める割合は55%ぐらいであるため、数字以上にダメージは大きく、静岡県経済も同様である。
- ・ 国内GDPで輸出のマイナス18.5%も大きい。静岡県は、県内GDPの4割が製造業で占めており、特に自動車関連産業を中心に輸出取引が多いため、経済に対するダメージも大きい。また、外国人旅行客が静岡県に来ないため、観光業の影響も輸出に含まれる。
- ・ 消費税の増税があり、静岡はあまり関係ないかもしれないが、台風19号の風水害があり、暖冬で冬物家電などが売れないという流れがあり、じわじわと体力が弱ってきたところにコロナが来た。今回の経済の弱さは、コロナだけで語っては見誤るかもしれない。
- ・ 経済の成長には、資本の投入、労働量の投入、生産性の向上が必要である。政府がデジタル化、生産性の向上と言っているのは、資本や労働量の投入が見込めない中で、経済成長するには労働の生産性を上げていかなければならないからである。これは、日本経済、そして静岡県経済の課題である。
- ・ 静岡経済研究所が4月に試算した静岡県経済のGDPへの影響では、業種別には宿泊・飲食サービス業のダメージがかなり大きい。また、静岡県経済を生産ベースで見ると、製造業の占める割合が38.4%で、全国平均の20.8%に比べると約2倍である。つまり、製造業のダメージがあると、日本全体よりも静岡県経済の方が痛みの度合いが大きいということである。

- 逆に、復活するときは日本全体よりも静岡県の方が経済の立ち直りが早い。
- ・ 観光業という項目は、統計上にないことが多い。観光業は、土産物屋は小売業に、観光バスは運輸業に、ホテルは宿泊業に入っている。静岡県の中で観光業が占める割合は、推測で10%以上あると思われる。製造業と同様に、観光業の復活は静岡県経済の鍵を握ると思われる。

(県民の消費行動)

- ・ 感染リスクや感染拡大防止策の影響に対する不安で一番高いのは、自分や家族の感染、重症化が心配ということである。緊急事態宣言下で70%だったが、今でも66%である。また、SNSなど感染による周囲からの批判も割合が高い。そして、治療薬やワクチンがないことへの不安も7割以上ある。
- ・ 感染がいつまで続くか見通せないという不安が8割弱あることがポイントである。ここが収まらないと、県内の消費は立ち直らない。消費を喚起するため、政策的にそういったものを後押しするのは方法の1つである。
- ・ 解雇や失業、廃業も5割以上の方が不安に思っている。この点は、個人であれば特定給付金が配布され、企業の方も持続化調整金が支給されたが、まだ感染の不安が晴れないということである。また、感染拡大や感染拡大防止策の影響による収入、支出の変化については、4割の人たちが程度の差はあれ、収入が減少したという結果が出ている。収入が減るから、支出も抑えるということで、5割ぐらいの方が引き締めている。GDPで、特に個人消費が落ち込んでいることが県民の意識の中でも裏づけられる。
- ・ 感染拡大時のインターネットの利用状況と今後の利用動向については、SNSを使う人が8割、ネットショッピングも9割が使うとしている。生活様式が確実に変化しており、ユーチューブなどの利用に大半の人が前向きになっている。娯楽産業が人集めに苦勞している現状が窺える。
- ・ 消費回復に向けた行政への期待については、現金給付をもう1回やってほしいという人が多い。20代ではバイト先がなくなるなどの不安で、40代は住宅ローンや教育費にお金がかかる年代であり、住宅ローンの返済時期にボーナスが出ない状況になると困るという不安があると思われる。

(県内の小売業・サービス業)

- ・ 小売業やサービス業は、春先にイベントが中止になったため、経済的損失が試算で200億円を超えており、かなりダメージが大きいと思われる。
- ・ 小売業やサービス業の売上げは、5月、6月は前年比で4割から5割減った。GoToキャンペーンは、感染拡大のタイミングを考えるとどうかという議論はあったが、1つの策としては妥当であったと思われる。
- ・ 企業者の気持ちについて、コロナ終息後、経営を回復させ、持続的に成長させる原動力は何かということ、断トツであったのは、これまで支えてくれた常連とかリピーターなど既存の顧客の支えである。この人たちのために、

まずは頑張るという経営者意識が色濃く出ている。

- ・ 自分の店のブランドや知名度を上げていくこと、時代に合わせてこれから価値を模索し構築していくことについて、経営者は結構前向きである。
- ・ 小売業やサービス業が行政や地域に期待することは、資金面の支援である。自助・公助・共助という言葉があるが、まずは自分で何とかする、それから公の資金を当てにして何とかする。最後は地域や仲のよいお客さん同士、企業連携でやる、そうしたことが今後の対応になってくるかもしれない。

(県内の宿泊業)

- ・ 県内宿泊業者でのアンケート結果では、令和2年2月から5月にかけて観光における消費額で消えてしまった額は、約1,000億円と推計される。特に大きいのは伊豆地区の558億円で、ダメージはかなり大きい。

(県内の製造業)

- ・ 製造業の生産量は、前年同期に比べると8割の企業で減少している。経常利益の推移でも、7割以上の企業が赤字になっている。サプライチェーン寸断の影響は、中国経済が立ち直ってきているため、ほぼ解消している。コロナウイルスは見えないリスクであり、それに立ち向かうためには、消費者や企業経営者の不安をどう和らげていくかが課題である。

(2) 静岡県立静岡がんセンター 感染症内科部長 倉井 華子 氏

委員会における倉井氏の意見の概要は、次のとおりである。

(新型コロナウイルス感染症の症状)

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、多彩な症状を起こすことが特徴である。多くの場合は呼吸器の症状で、せきや呼吸苦が出る。また、発熱の症状もある。一方で、寒気や下痢、嘔気・嘔吐、頭痛の症状が出ることもある。インフルエンザと比べると症状が非常に多彩で、診断するのが難しい。また、新たな症状として、7割ぐらいの人に嗅覚や味覚の症状が出てきた。
- ・ 約1,500人を調べた中では、後遺症で苦しむ方が7割ぐらいいることが分かってきた。一番多いのは呼吸苦で、味覚障害や嗅覚障害、だるさが取れないという症状もある。また、睡眠障害、認知障害などの後遺症も起こることが、少しずつ分かってきた。
- ・ 子供や若者など症状が全く出ない方もいる。一定集団を調べてみると、PCR検査は陽性になるけれども、最初から最後まで症状が出ない人がいる。これは、その集団によって異なるが、様々な国の例を見ると、30%であったり、また多い場合は50%、60%ぐらいという報告もある。
- ・ 8割の方は、無症状もしくは軽い風邪のような症状で、何もしなくてもよくなる。ただ、2割の方は呼吸が苦しい、または酸素が必要ななどの理由で、入院が必要になり、約5%の方が集中治療を要することがある。救命率に

関しては、2～3%の方が命を落とすことがある。

- 一番重症化のリスクが高いのは高齢者である。また、持病があるケース、特に心臓、肺に病気がある方も重症化しやすい。また、女性よりは男性の方がやや重症化しやすい。がんの治療をしている方も重症化しやすい。

(検査方法)

- 遺伝子検査のPCR検査が受注できるのは、県、静岡市、浜松市の各行政機関と外注を受ける検査会社のみで限られているのが課題である。
- 抗原の定性検査は、鼻の拭い液を取って、約30分で検査結果が出る。検査のキットもコンパクトで、特別な機器は必要なく、クリニックや外来の診療所などで行えるメリットはあるが、若干感度は低く、ウイルス量が少ないと検査することができない。
- 検疫所などで多く使われているのが、抗原定量検査である。定量検査は、機械でウイルスを測定する検査である。ウイルスの量が少ない場合には、遺伝子検査ほど感度は高くないので、無症状でこの検査が陰性であっても、PCR検査をすると陽性という例はある。約15分で検査結果がでるため、多くの病院で抗原定量検査を導入しようという動きがある。
- 多くの自治体でPCR検査やっているが、検査をする上での注意点は、精度は100%ではなく、見逃しが必ずあることである。全くリスクもなく、症状もない集団に行くと、間違っただけで検査が陽性になってしまうことがある。したがって、ある程度、陽性となる可能性が高い集団、例えば職業であったり、曝露歴であったり、そういった方々に絞ってやる検査である。

(治療方法)

- 8割の方が無症状もしくは軽症でそのままよくなると言われている。治療法としても、酸素を投与する、熱さましの薬を投与することになる。
- ワクチンは現在、開発が進められている。臨床効果は、研究の最終段階にならないと分からないが、恐らく長期間の効果はないのではないかとというのが、感染症専門家の見解である。このウイルスは非常に変異が激しいのが特徴であり、インフルエンザのように1回打てば済むのではなく、繰り返し打つことが必要になるワクチンではないかと推測されている。

(感染症の対策)

- 感染症の伝播形式は、主に飛沫感染と接触感染である。飛沫感染は、マスクをつける、もしくは距離を保つことで予防できる。接触感染は、環境の表面を触った手で自分の顔を触ることで感染するケースが考えられる。
- 結核やはしか、麻疹といった感染症は空気感染するが、コロナウイルスについても、エアロゾル感染が疑われてきた。これは飛沫感染と空気感染のあいこの状態で、一定の条件が整った場合、室内のかなり離れた人にも感染させるものである。中国のレストランで起こった集団発生の事例では、

エアコンが1つしかなく、窓が開いていない換気が悪いレストランで、1人の感染者がいた中でそこから5メートルぐらい離れた方にも感染が起こったというものである。国内でも、ライブコンサートなどで例がある

- ・ 最初から最後まで全く症状がない方は、それほど感染力はないとは考えられている。一番感染力が強いのは、症状を出す方の発症前である。発症する1日、2日前が一番ウイルスの排出量が多く、感染力が高い。次に多いのが、恐らく発症して2日以内の最初の時期である。マスクは自分の身を守るというよりは、自分が相手に感染させないためのものである。症状がなくとも、感染しているかもと考えてマスクを着用することが大切である。

(クラスターの発生)

- ・ 県内のクラスターは、接客を伴う飲食店で起こっているのがほとんどである。また、発生しやすい場所は、医療施設や高齢者施設である。高齢者施設で感染者が出ると、医療の逼迫が起こるし、亡くなるケースも出てくる。医療機関や高齢者施設でいかにクラスターを出さないかが肝心である。

(県内の発生状況と課題)

- ・ 静岡県では4月に第1波、そして7月に第2波が起きた。第2波は浜松で2つのクラスターが出たために、一気に患者数が増えたのが特徴である。9月に入り感染経路がよく分からない症例が少し増えてきて、今後、患者増加にどうつながるかが心配である。
- ・ 入院状況は7月末が厳しかったが、中部地区に加え、西部地区のホテルが稼働し始めた影響もあり、少しずつ医療現場は楽になった。患者は最初比較的高齢者が多かったが、今は若者も多くなってきた。高齢者の患者が増えると、医療機関が厳しくなるため、今後の課題である。検査数についてはPCR以外の検査も増えて、少しずつ充足してきている。
- ・ 県内東部の特徴は高齢者が多いことであり、病床の占拠状況は3割を超えているケースもある。ピーク時は86%というケースもあった。

(3) 静岡県経済農業協同組合連合会 常務理事 石川 和弘 氏

委員会における石川氏の意見の概要は、次のとおりである。

(感染症の影響を受けた農産物)

- ・ 本県では、お茶やミカン、イチゴ、ワサビなど特色のある農産物が多く生産されている。また、花きについても全国有数の産地である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生でインバウンド需要が激減し、外出の自粛、外食産業の低迷等により高級食材、装飾用の花などで影響が出ている。品目としては、ワサビ、温室メロン、刺身の妻物、牛肉、各種の花である。

(地産地消の取組)

- ・ コロナ禍で価格が伸び悩んでいる品目を中心に、消費者の購入を促進する

ため、玉露の里の協力も得て、今こそ地産地消で静岡の魅力を再発見をキャッチフレーズに花と野菜のマーケットを実施した。

- ・ 農業会館においてドライブスルー方式で本県農産物を販売した。開始前に来場車両が会場の外まで並んでしまい、近隣の渋滞を巻き起こしてしまう反省はあったが、感染対策をしっかりと行い、3密を避けて販売を工夫していけば、消費力は旺盛だということは実感した。

(インターネット販売)

- ・ コロナ禍で外出や店舗等の営業が自粛されている中、非接触型のECサイトは有効な販売ツールとして、新しい生活様式の中で重要である。静岡経済連では、JAタウン内で、しずおか手しお屋のサイトを運営している。今後、品目を拡大するとともに、魅力のある静岡県の農畜産物をPRし、生産者の所得向上につながるよう取り組む。
- ・ 県の補助事業「バイ・シズオカ」を受託し、5月8日から6月末まで実施した。温室メロン、夏果実、牛肉、静岡の野菜詰め合わせ、ウナギ等の水産物、お茶やミカンの飲料で、販売8,947点、3,400万円余の売上げがあり、JAタウン内では全国で2番目の実績で、前年比257%であった。

(販売機能の強化)

- ・ 例年実施してきた産地と消費地との販売対策会議、卸売市場や量販店のバイヤーとのヒアリングについて、県外の参加者についてはリモートで出席を依頼して実施した。
- ・ 青果物、柑橘、花きについては、経済連の東京事務所、名古屋事務所の営業機能を強化し、コロナ禍でどのように売っていくのがよいか聴取するなど、消費地と産地の距離を縮めるよう努めた。
- ・ 品目別に販売戦略書を作り、新たな生活スタイルに合わせて、産地と消費地で取り組む項目を明確にし、静岡県農畜産物のブランド化、価格アップを目指す。

(店舗での販売促進)

- ・ 店舗での販売は今まで主力であったが、小売店業界のガイドラインに基づき、混雑につながる試食宣伝会などは中止している。しかし、消費地と産地をつなぐ対策は積極的に行い、売場づくりについては、産地のポップや料理のレシピ等を並べる、また、夏ならおつまみセット、冬ならお鍋のセットなどを提案して、店に並べられるような事業展開をしている。
- ・ マイバッグ、マスク、ウェットティッシュなどに産地のPRを載せて提供することも検討している。さらに、宅配での産地直送も拡大していく。

(SNS、メディアの活用)

- ・ SNSは、産地の魅力をアピールをする情報発信の重要なツールであり、フェイスブックで、静岡県の花をテーマに掲載している。

- ・ 「ごちそうカントリー」というテレビ番組では、飲食店の営業自粛で厳しい環境にあるワサビを取り上げた。生ワサビを家庭で使ってもらおうよう呼びかけるとともに、ECサイトのしずおか手しお屋では、ワサビとワサビ加工品をセットにして販売した。また、ミニ野菜についても、テレビで取り上げ、家庭向け消費の喚起につなげた。

(輸出事業)

- ・ 空輸便の運休により、輸出事業のメインである静岡空港を利用した沖縄物流ハブ事業で静岡から那覇、那覇から海外の事業展開ができなくなったため、4月以降のイチゴや香港向けの野菜の販売が落ち込んだ。
- ・ 清水港を活用した船舶輸送の輸送スキームを構築するため、県の事業を活用した試験輸送を実施している。9月21日に農産物を積んで清水港を出たが、台風の影響もあったため10月4日にシンガポールに着き、それから検査を行い、販売を進めた。今後も、船と飛行機とを活用しながら販売を拡大して、農家の所得向上につなげていく。

(国や県の補助事業)

- ・ お茶については、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業を活用し、約2億円の仕上茶を県内から購入して、県下の小中学校、また東海から北陸、北海道までのホテルや旅館、大学に配布した。
- ・ イベントの中止や小売店舗の営業自粛などの影響から、花の消費が低迷している中、4月13日から30日まで県内23市町や県庁などで県産の花を使ったフラワーアレンジメントを展示した。需要の拡大につながるように、規模を縮小しながらも10月末まで展示を続けていく。
- ・ 和牛の販売価格は、外食需要の減少やインバウンドの低迷で大幅に落ち込んでいる。支援策や補助事業を活用して消費拡大を実施しているが、なかなか効果が出てきていない。

(県への要望)

- ・ 長期化する感染症の影響を踏まえた対策を継続してほしい。また、JAが事業実施主体への支援をする中、事務費を含めた支援をしてほしい。
- ・ コロナ禍で生産手法が変わってきたので、その変化に対応した取組のほか、県産品のPRについても、継続的に支援してほしい。

(4) 株式会社なすび 代表取締役社長 藤田 圭亮 氏

委員会における藤田氏の意見の概要は、次のとおりである。

(休業中の状況と取組)

- ・ なすびグループは県中部地区を中心に16の飲食店を展開している。コロナウイルスの影響が始まって7か月間、苦しく厳しい状況下で戦っている。
- ・ 2019年8月から新しい決算期がスタートして、2月までは売上げも来客数

も過去最高で来ていたが、ダイヤモンド・プリンセス号での感染拡大から、特に団体客、インバウンド客などがキャンセルになって、3月は前年の売上げから6割減まで落ち込み、大きな赤字になった。

- ・ 店舗は4月6日から休業したが、県内の飲食店では最初に休業宣言をした方ではないかと思う。感染予防を徹底し、早く収束させて、通常どおりの営業をしたいと思っていたが、非常事態宣言が出て約2か月間休業した。
- ・ 休業中には、店の1店舗を休校中の子供に自習室として開放して、無料のランチプレートを提供して、母親の負担を減らす取組を行った。また、家族用個室において、SDGsを学べるゲームの貸し出しの企画も行った。
- ・ 卸業者から、仕入れの注文が来なくなって、本当に困っているという切実な声を受けて、レストランなどに卸すことができなくなった食材を支援販売するために、店舗を改装し、一般のお客様向けに販売した。この取組は、評判がよかったため、清水銀座のアーケードのお店などでも行っている。仮に、コロナの第3波が来て、飲食店の営業ができなくなってしまったら、もう1回これをやろうと思い、ノウハウを蓄積している。

(飲食店の現状)

- ・ テイクアウトとケータリングしかやっていないため、4月、5月の売上は9割減になった。6月から店の営業を再開したが、客足が戻ってこない。7月は一旦客足が戻ってきたが、それでも前年比の60%ぐらいである。そして、8月になったら、また感染者が全国的に増えて、前年比の30%、8月、9月は少し伸びて40%、10月は50%ぐらいと思われる。
- ・ 企業の決算発表で、県内の飲食店はほとんど赤字である。もともと粗利の額が高い業種ではなく、原材料費、人件費、家賃、光熱水費の割合が高く、例えば100万円の売上げがあつたら、経費で95万円ぐらいはなくなり、平常時で5万円儲かるかというビジネスモデルが多い。外食企業はどこも、無利子の緊急融資などで何とかつないでいる状況ではないか。
- ・ 静岡市の街中のスクランブル交差点を中心に、半径400メートルくらいの中で、3月から17軒の飲食店がなくなっている。この17軒は、コロナ前までは普通に営業し繁盛していたが、投資をして回収できないまま、つなぎの融資がもらえないなどで撤退や廃業をしている。
- ・ 今の客層は、若者、カップル、家族だけである。各企業では、リスク管理の観点から飲み会は駄目だという雰囲気がある。10月に入り、一部の企業が10人までならよいか、大分緩和されてきたが、平常時には程遠い状況である。ビールメーカー4社がまとめた数字によると、12月までやって、撤退するか決めるところが多いと言われている。もしかしたら、街中の飲食店の15%から20%ぐらいがなくなるかもしれない。ちなみに、中国の北京では35%の飲食店がなくなっているという情報もある。

- ・ 酒蔵も今後の需要が見通せなくて困っているという話を聞く。静岡は酒どころであり、ある酒蔵は来年の農家への酒米の生産の契約をするべきか迷っているらしい。契約をしてしまうと、お米を買わなければならない、買って酒を造っても、飲食店等に売れないとロスになるためである。飲食業は裾野が広く、様々な業種が2次的なダメージを受けている。

(感染予防対策)

- ・ 飲食業が最初にやらなければならないのは感染予防対策で、お客様に外食は安心であるというマインドチェンジをしてもらうことが重要である。
- ・ 感染拡大防止に対するなすびポリシーを作成し、宴会場では、利用定員を半分にしたり、距離を 1.5 メートル以上空けたり、席をジグザグにする、パーティションの設置などの対策を行っている。
- ・ 換気があまりとれていない店舗については、空気の入換え対策を強化した。また、個室を充実させながら、個室については換気扇を設置して、換気の威力を強めるようにしている。
- ・ お客様に対しては、入店時に検温を実施して、37.5 度以上の場合は入店のお断りをしている。そして、入店の全てのお客様に名前と電話番号を記入してもらっている。例えば、10 人のグループのお客様であれば、その代表者の方に名簿をいただくなど、何時、何人で、どういうお客様が来ていたのかを把握している。もし仮に、店舗で感染者が来てしまった場合、お客様に連絡ができるし、保健所対応もすぐできるようにしている。
- ・ 従業員の管理も重要である。出勤前の検温はもちろんであるが、感染者の状況によって、県境をまたぐ移動制限が出た場合は、その地域には絶対に行かないようにしている。また、同居する家族で 37.5 度以上の発熱者が出た場合は、出勤を停止している。会社ではこれ以上やれないだろうというところまで感染対策をやっている。

(コロナ禍の戦略)

- ・ 経費の削減をどこまでできるかが鍵である。また、お客様のため、この店で何が食べられるかなど、商品の磨き上げや名物料理の明確化を目指す。
- ・ 大きな店舗では、完璧なソーシャルディスタンスを目指す。また、ワークシェアを進めるとともに、雇用調整助成金を活用していく。この制度でサービス業は本当に助かっており、救われている企業がたくさんある。
- ・ 2021 年の 3 月あるいは 6 月ぐらいまで状況を見て、2019 年度と比較して、売上げがよくても 7 割、8 割しか戻らないと見込んでいる。その水準で赤字の店舗は、撤退もしくはリニューアルを検討する。リニューアルするにしても、投資がかかるので、大きな経営判断になる。
- ・ こうした中でも、企業を成長させ、雇用を守るために新規事業も行っていかなければならない。そこで、飲食業でない業種の企業と業務提携を結ぶ

- ことも必要である。お互いにノウハウ、情報を交換しながら、企業同士がお互いの強みを出し合い、ウィンウィンの関係を築くことが必要である。
- ・ デリバリー専門のレストランを立ち上げたり、オンラインショップの強化を行ったり、既存の飲食事業の売上げの穴埋めをしていながら、時代に合わせた店舗展開をしていく。
 - ・ 飲食店の利用は、県や市の職員の影響が大きい。行政の職員が動かないと民間企業も動かない。行政の職員が少人数でも街中に出てきて、飲食して楽しむ雰囲気に戻れば、民間企業も少しずつマインドチェンジしてくる。そうすれば、裾野の広い飲食業界は助かると思う。
 - ・ 静岡県は、ふじのくに食の都づくりとして、食に力を入れている。今、何もやらずに感染の収束を待っていたら、食の都がただの焼け野原になってしまう危機感を持っている。行政には、感染予防対策をしっかりとした上で、経済を回すことに力をいれてほしい。

(5) 静岡県立大学経営情報学部教授・

静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科附属ツーリズム研究センター センター長 八木 健祥 氏

委員会における八木氏の意見の概要は、次のとおりである。

(静岡県観光の現状)

- ・ 静岡県の観光は、10月中の実績ではG o T oトラベルキャンペーンの効果は出て、客足は戻りつつあるが、例年と比べればまだ低い状況である。最近の感染拡大を踏まえ、先行きの業況については、慎重に見る向きがある。
- ・ 東京都など首都圏からの観光客は戻ってきている。年齢層としては、30歳未満の若年層が増加し始めている。一方で、60歳以上の高齢者は、依然として来訪が少ない状況が続いている。

(早めの戦略)

- ・ ウィズコロナの時代においては、宿泊施設は、宿泊客が他人との接触を気にすることなく、施設内で快適な時間を過ごせるような取組が必要である。
- ・ 宿泊施設内で感染者が発生した場合を想定し、新型コロナウイルス感染症のBCP体制を構築して、感染者の隔離、他の宿泊客への連絡、館内の消毒などの従業員の役割分担や、外部関係機関との連絡調整がスムーズに行われるよう、定期的な訓練が必要である。
- ・ G o T oトラベルキャンペーンが打切りになった後は観光需要が落ち込むため、ホテルや旅館などの観光業者の資金繰りがポイントである。取引先の金融機関に資金繰り、経営動向をきめ細かくフォローしてもらい、専門家も交えながら、的確な資金計画策定の指導などの経営支援を継続的に行う体制が必要である。

(目先の対応)

- ・ 感染が収束しないと、外国人観光客需要に期待することができない。また、日本人の団体需要、法人の接待旅行や慰安旅行の需要も期待できないので、日本人の個人旅行をターゲットに誘客を進めるしかない。遠隔地への旅行は敬遠されるので、県民及び周辺の近隣他県の居住者をいかに県内の観光地に連れてくるかの戦略が必要である。
- ・ 県の観光情報に関するインターネットやSNSでの情報発信で、消費者が行きたくなる観光地の情報が効果的に発信されていないため、県民に県内観光地の魅力が伝わらず、他県の観光地を旅行先として選ぶことにつながり、県内観光の経済効果を減少させる要因になっている。
- ・ 県民が行かない観光地に他県の人には来ない。まずは、県民がその観光地を見て満足して、好きになって、評価して、口コミで広がっていく。他県の人に来て、観光資源を掘り起こすことはあまりない。県民に愛される観光地づくりをしないと、人は集まってこない。
- ・ 観光客のニーズは、今までは観光地めぐりや、マリンスポーツなどのアクティビティを楽しみにしている人が多かった。しかし、このような環境の下では、癒やしや、のんびり過ごす、リフレッシュしたいという人が増えている。外に行かなくても、ホテルの中で景色見ていればよいなどの旅行ニーズを念頭に置いた観光戦略の策定が必要になってくる。癒やしやのんびり感を満たす場所として、静岡県のキーワードは富士山、海である。その情報を発信して、全国の人に届けば、観光地がにぎわう可能性がある。

(中長期的な対応)

- ・ 11月1日時点で賀茂1市5町の商工会議所、観光協会などを通じて取ったアンケートで、首都圏の人に対し、伊豆半島でのテレワーク拠点、ワーケーション、移住などを考えているか、あるいはそういう動きがあるかを聞いたところ、75%はないと答えている。しかし、残りの25%はこうした意識が芽生えており、これは非常に重要である。
- ・ 熱海から約1時間30分かかる伊豆半島の先端の地域で、テレワーク拠点、ワーケーション、移住の話が出るということは、その手前の熱海や伊東ではもっと話が出ていると考えてよい。伊豆での新しい生活様式を考えている人が潜在的にいることに対し、戦略を打っていく必要がある。
- ・ 静岡県においては、東京事務所経由のアプローチにとどまらず、例えば首都圏の法人と取引パイプが太い静岡銀行を通じて、首都圏の取引先企業に働きかけるとか、県内に支店がある首都圏に本部のある企業にプロモーション活動をするなど、行政と産業界が一体となり誘致していく必要がある。
- ・ 働き方について、熱海や伊東であれば、週1回は東京のオフィスへ行き、あと4日はここで仕事をするのが可能である。新幹線は30分に1本走っ

ていて、1時間以内で東京の丸の内まで行ける。同じ100キロ圏内でも、日光鬼怒川や甲府ではもっと時間がかかる。首都圏からの近さを生かしていけば、人は集まる。今がチャンスである。

- ・ 静岡県産の食の魅力は大きな武器である。首都圏の居住者300人のアンケートで、伊豆旅行で楽しみにしていることは何か聞いたところ、飲食店や宿泊施設の食事を挙げている人が結構多い。県民が普段当たり前に食べているものが、首都圏の方からすると、とてもおいしいという感覚がある。
- ・ 昨年10月のラグビーのワールドカップがエコパスタジアムで開催されたときの外国人の観戦客300人にとったアンケートの結果でも、ラグビーの観戦以外に静岡に来て、何が楽しみであったか聞いたところ、温泉や富士山のほかに、食べ物についての回答も多く、満足度も高かった。
- ・ 県産農水産物は多様多種で、かつオンリーワンの食材もある。静岡県民の健康寿命は全国的に高いが、県産食材の摂取と素朴な調理方法が長寿につながっていると言われている。これらを県外に情報発信していくことが必要である。
- ・ スペインのサン・セバスチャンは人口17万人のスペイン北部、大西洋に面した町であるが、10年前までは単なる港町で、静岡県では下田のようなイメージである。現在、この町に年間70万人以上の観光客が来て、世界の美食の都になっている。ここでは、日本で言う県と市が運営して、地元企業が出資する料理専門大学を設立した。ここでシェフを養成して、世界中に供給し、その弟子がここに来て勉強するという流れができています。
- ・ 静岡県立大学において、内閣府まち・ひと・しごと本部の補助事業で、静岡ブランド健康食というプロジェクトを展開している。静岡市内を中心に複数の飲食店の協力を得て、県産食材を使用した健康によい食事の開発に取り組んでおり、令和3年4月頃の商品化を目指している。
- ・ 公共機関の利便性を確保するためには、乗り継ぎが重要である。新幹線と在来線とがシームレスにつながっていく交通網の整備が必要で、現在、伊豆東海岸や静岡市内で実証実験が行われているM a a Sが有効である。しかし、M a a Sでは、当該地域内で交通手段を提供している全ての事業者が参画しないとシステムとしての効果が出ない。伊豆の場合は、伊豆急行、J R 東日本、東海バスの全部が入っているが、県の東部、中部、西部では、J R 東海が参画していないので、県全体を考えるとすれば、J R 東海を巻き込むことが必要である。
- ・ 海外の例として、スイスでは幹線鉄道の車両の出入口にディスプレイがついていて、静岡を例にすると、静岡駅に着く直前に静岡駅から乗り換えできる全ての交通機関のダイヤがディスプレイに表示されるので、利用客がこれを見れば、どこから何に乗ればいいのかすぐ分かる。一方、日本は

どうかというと、こちらのドアが開きますとの表示だけで、観光客への利便性の提供になっていない。これは観光政策だけではなく、将来的には地域住民に対しても必要である。

- ・ 県民のほか、首都圏や名古屋圏の人に対して、どのような静岡県の観光ニーズがあるかを把握した上でマーケティングしていくことが必要である。また、高齢者と若者では観光ニーズが違うので、ターゲットを明確化して行う必要がある。その延長線上で、ワーケーション、長期滞在者も取り込むことが必要である。最終的には、静岡県にとって悲願の県外への人口流出に歯止めをかけることが、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた観光戦略の終着点であり、目的であると考えます。

(6) 静岡聖光学院中学校・高等学校 校長 星野 明宏 氏

委員会における星野氏の意見の概要は、次のとおりである。

(学校の概要)

- ・ 本校は、1学年約80名の中高完全一貫の学校で、高校募集をしていない。地方では、私立高校は公立高校の補完校であるという位置づけが多いが、首都圏では全く構造が違い、私立中高一貫校が、先陣を切っているいろいろなことをチャレンジして、それに対して公立校も負けじとチャレンジして、私立校の成功事例を短いスパンで広げていき、教育とまちを活性化させている。静岡に関しては、多くの県と同様にまだ進んでいないと感じている。少し暴れん坊で、浮くぐらいの存在でもいいから、突破して、教育の静岡、子育ての静岡を実現していきたい。
- ・ エリート教育というと、受け入れがたい部分があるが、エリートになれる子が、正しい心を持って困っている人を助けるためにいろいろな力を発揮する、そういう立場の人は絶対必要である。そこで、ICT&STEAM教育と海外との交流を積極的導入している。

(コロナ禍における休校マネジメント)

- ・ 全国一斉休校になった中で、日本で一番早く、3月2日にオンライン授業を実施した。校長としてこだわったことの1つは、マインドセットである。これは、まだできるはず、まだやり方があるはず、まだ何か可能性があるはずだと考えることである。コロナ禍に、できない理由をたくさん並べる会議ではなくて、とにかく1回全部オンラインでやろう、そして、どうやってやるかを考えられる風土づくりを行ってきた。
- ・ 最初に100%オンラインで学校機能を再現することをテーマに掲げた。そこで、全ての内容でAプランからZプランを組み立てた。例えば、学校行事で、Aプランは去年同様に修学旅行に行き、Zプランは中止することであり、その間のBプラン、Cプラン、Yプランなどを模索しながら、状況

に応じて前後していくことを考えた。中止にしなくても、これぐらいのところはできるのに、中止にしてしまったほうが楽という発想になりがちであるため、ぎりぎりまで考えるよう職員に依頼した。

- タブレットは生徒全員に配っていたが、Wi-Fi環境が整っていない家庭が約6%あった。その環境のない生徒に対して、契約をできるまでどうしようかをAプランからZプランの間で考えた。残念ながら、公立の小学校は、そこでZプランでのプリント配付で終わったところが多いと思われる。しかし、授業を録画して、DVDで毎日渡しに行けば、1日遅れだが、授業は受けられるようになる。また、メディアと連携して、授業内容を放送してもらうことも考えられる。東京や神奈川では、そのような例もあった。
- 予測不能で複雑な課題は目的を分類して考えることも必要である。オンライン学校は2つの機能があり、1つはメンタルのケアで、学校のホームルームや面接で行う。もう1つは授業である。これを混在して考えると、できない理由が羅列して、それで終わってしまうので、分けて考えた。そうすると、授業よりズームを使ったホームルームはすぐできるという話になり、さらにLINEの動画や電話で声は聞かせられるという話になった。コミュニティFMと提携して、私学全体で朝のホームルームをやってみようとか、1分間でもいいから癒やしの言葉をかけるとかも考えた。
- 最も不得手な人を基準に考えることも大切である。学校には、ICTに不慣れなベテランの教員も多い。そこで、ICTに詳しいメンバーが集まり、町の電気屋さんのように細やかに対応した。学校では、公立や私立でも、1つの学校で2、3人のオンラインがうまくやれるスター教師がいるが、学校全体、地域全体でやれているかという点、やれていないところが多いと思うので、これをもっと広げていく必要がある。

(コロナ禍での学校)

- 学力が高くて、自分で勉強ができる子は、オンライン学校でもよかったようである。しかし、集中できない、自分の家では勉強できないような子は、非常にストレスがあったようだ。そういう点では、生徒は二極化した。
- 教科指導の効率化について、ティーチングに関してはオンラインで十分可能である。今まで50分でやっていたことが、オンラインでやる、もしくはオンデマンド動画を作ることによって、その時間が短縮され、ほかの時間をアクティブラーニングに使えるようになった。一方で、理科の実験とか実務系はリアルな授業が重要である。学校での授業が再開した際、英語、数学、国語については、生徒のストレスは少なかった。
- 学校では、メンタルケアが非常に重要になっている。芸能人の訃報等が続いたとき、自殺願望が出てきたり、生徒の表現が少しおかしくなってくる傾向があった。どの学校でもかなり危機感を感じていたようだ。自殺が報

道されると、自殺という選択肢があるという深層心理になってしまう。これに関しては、公立学校にはカウンセラーなどいろいろな行政サービスがあり、羨ましい。これについては、より手厚い支援をしていただきたい。

- ・ 不登校ぎみの子にとって、オンラインはよかったようだ。オンラインのおかげで、9月以降スムーズに毎日学校に来れるようになったケースも多い。これがコロナの前だったら、多分その子供たちはかなり苦戦していて、家庭訪問しながらの指導になったと思う。
- ・ 普段は、声の大きい子、目立つ子が主役になりがちである。しかし、オンラインでは、おとなしい中間層の子が発言できるようになった。また、話すのが苦手な子も、チャットで思慮深い話をするというよい発見もあった。

(これからの学校)

- ・ これまでと同じ教育をやるのではなく、この子供たちが大人になったときに、どういう世の中になっているかを逆算して、今、この力を備えてやろうというのが、教育の役目である。私たちが未来を予測していかなければいけないので、リスクはあるが、今の常識を教えるのではなくて、未来の常識を先駆けて準備して教えていくことが重要である。
- ・ 国際交流について、本校はケンブリッジ・インターナショナル・プログラムに取り組んでいる。バカロレア教育と別の世界のもう1つの大きな柱であるイギリスが中心になっているケンブリッジAレベルの卒業認定試験で、本校は日本のエージェントと最初に業務提携を交わした。静岡県には、バカロレア教育だけでなく、ケンブリッジAレベルが取れる学校もできた。
- ・ 県内でも、静岡高校や浜松北高校などの優秀な公立学校では満足しない若い世代の保護者が多くなっている。この子供たちを県外に流出させてしまっているのかと思う。優秀な子供を流出させた県に、県外から優秀な子供は来ない。このことについては、関係者間で情報交換して、本校だけでなく外にも広げて、できることからチャレンジしていきたい。
- ・ 9月に、コロナ禍で登校できない生徒を救うため、公立学校でもできるように1部屋 20万円の低予算で授業を創るプロジェクトを実施した。県の教育委員会からの視察もあり、このような取組を広げていきたい。全学年でなくても、各学年でこの設備を6教室作れば120万円で行える。Zoomの授業を録画して、1年間続ければ、1年分の教材が完成する。極論になるが、来年、教師がいなくても、その授業はオンラインでできるようになる。各学校で、今すぐにでもその設備を用意して授業を録画して、1年分ためてほしい。そうすれば、不登校や障害を抱えている子供も、その子の状況に合わせた形で、動画を利用することができる。

6 提 言

以上の調査結果を踏まえ、当委員会として次のとおり提言する。

新型コロナウイルス感染症は、人の流れや社会の価値観を変えつつある。

感染症への警戒感は一層高まっているが、県としての重要な役割は、県民に対し安心感を与えることである。

感染症が県民の生活や地域経済に深刻な影響を与える中、コロナ禍で変化する社会ニーズを読み取り、新しいアイデアや発想の転換でピンチをチャンスに変えていく必要がある。

現在、新型コロナウイルス感染症の治療薬やワクチンの実用化に向けて準備が進む中、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、コロナウイルス対策と今後発生する新たな感染症の対策も想定しながら、感染症と共存していく静岡県の戦略を描いていかなければならない。

提言 1 感染防止対策と医療提供体制の強化

(1) 機動的な危機管理体制

コロナ禍の長期化とともに、今後、新たな感染症の発生するリスクを考慮し、関係部局が連携して感染症対策を行う体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議や経済・雇用対策有識者会議等を常設として専門家の知見を取り入れ、定期的に最新の感染状況等の情報を的確に発信するなど、初動から静岡県の特性を踏まえた県独自の危機管理の施策を打てる体制を確立すべきである。さらに、平時から発生時を見据え、関係部局間で情報交換のための会議や専門家等による講習会を定期的を開催するなど、リスクに機動的に対応できる体制を整える必要がある。

また、感染症に関する専門知識を有する職員を確保するとともに、感染予防対策や感染者の情報管理システムを強化するため、ICTに精通した職員の採用や人材育成を進め、新たな感染症の発生時には、保健所など関係部署へこれらの人材を重点配置するなど、全庁横断的な連携体制を構築すべきである。

そして、本県は伊豆地域から西部地域まで東西に広く、各地域で医療提供体制や経済構造に差異があるため、感染への警戒体制や休業要請などで県民に協力を要請する際は、市町と適時調整しながら、県内一律だけではなく、対象地域の絞り込みや各地域事情に応じた柔軟な対策などの的確な対応を行う必要がある。また、各市町に対し、自然災害等対策と同様に感染

症発生時の対策本部の設置など体制の確立を要請するとともに、県の地域局については、担当区域が保健医療圏と異なる部分があるため、各地域の課題に対し迅速かつ的確に対応するため、地域局による保健所支援や市町との連携を強化すべきである。

(2) 検査体制の充実

東部、中部、西部で抗原定量検査体制が整備されたように、伊豆地域においても検査体制を充実すべきである。これに加え医療機関等における検査体制を強化するため、医療機関や民間検査機関の検査機器等の導入に対する助成を拡充するほか、自分の感染を疑い、不安を感じる方が検査を受けられるように、地域の実情に応じた検査費用への補助や所得が少ない方に対する負担軽減など市町の取組を支援する必要がある。

また、クラスター（感染者集団）の発生場所が、当初は飲食店等の歓楽街に限られていたが、現在は一般の会食の場や職場、学校など多様化しているため、それぞれの感染防止マニュアルの活用について周知徹底を図るとともに、マスク等衛生資材の配布や購入の補助により感染が広がらない手立てを取るよう要請し、感染拡大の早期探知につなげていく必要がある。そして、医療機関や福祉施設の職員など業務上優先度が高い方が漏れなく迅速に検査を受けられるような仕組みを構築すべきである。

さらに、医療機関でクラスター（感染者集団）が発生した場合は、医療提供体制に及ぼす影響が大きいので、更なる感染拡大を防止するため、第三者機関による検証を実施するなど事案の状況確認と分析を行う体制を検討する必要がある。

(3) 医療機関等への支援

感染症治療が専門である医師、看護師等の医療人材や専門の医療機器等資材には量的に限りがあり、これらを有効かつ重点的に活用するため、感染症対策の中核となる公立医療機関の感染症病棟または感染症専門病院の整備を進めていくべきである。

感染症の蔓延により、感染症の医療と通常の医療の両立が困難になるなど医療機関の負担が増えているため、医師、看護師等の医療従事者の人員確保対策や財政支援を強化する必要がある。さらに、集中治療室などで重

症患者に対応する看護師には豊富な経験と高い技能が求められるため、その人材を育成するとともに、看護師資格を持ちながら離職して勤務していない潜在看護師の掘り起こし、職場復帰に向けた支援も充実すべきである。

また、感染症患者の受入体制を強化し、医療従事者が安全に安心して業務できるよう、施設の改修、医療機器や医療用マスク等医療物資の確保などについて医療機関への助成支援を継続していくべきである。また、医療従事者の心身の疲弊による体調不良が懸念されており、メンタル・フィジカル面でのサポートができるよう体制を整える必要がある。

そして、新型コロナウイルスの重症や中等症の患者の治療を行う医療機関での受入体制の確保や冬場における新型コロナウイルスとインフルエンザ等の感染症の同時流行による患者増加に備えるため、身近な医療機関で相談し、診療や検査を受けられる体制づくりを整備すべきである。また、その医療機関の役割分担を市町と連携して県民に周知するとともに、同時流行が発生した際、医療機関が少ない地域においてはその役割分担の維持が難しくなるので、県が広域連携による調整を行う必要がある。

さらに、感染症患者が急増した際に医療提供体制が逼迫する事態を避けるため、軽症者や無症状者が宿泊施設や自宅で待機する必要性について、県民の理解を更に深めるよう広報する必要がある。そして、宿泊施設等に待機する方が安心して過ごせるよう、本人の健康管理のほか、育児や介護等が必要な同居の子供や高齢者等のサポートについて、市町と連携し、相談・支援体制を構築すべきである。

また、感染防止に取り組む社会福祉施設に対して、医療の専門家の指導等による職員の相談・支援体制や衛生用品等物資の確保の支援を充実する必要がある。

(4) 感染状況の情報発信と誹謗中傷の防止

感染状況に関する情報発信については、感染予防や県民に安心感を与えるため、引き続き、医療や保健衛生の担当者から正しい感染症対策と感染症を正しく恐れることの説明を徹底するとともに、県民が長期にわたり感染予防対策を継続するためのモチベーションを維持できるよう発信方法の工夫に努めるべきである。そして、感染しても無症状で済むケースが多い若者に対し、自らの外出や飲食により感染が拡大する恐れがあることを積

極的に情報発信する必要がある。また、県と市町で感染状況の発表内容に齟齬が生じ、県民が不安に感じることをないように十分配慮すべきである。

さらに、感染者や医療従事者、県外出張が必要な事業者、他県からの来訪者等が、デマや心ない誹謗中傷を受けないよう、弁護士や臨床心理士等の専門家と連携し、法的な指導や助言を受ける体制を整えるとともに、SNSの書き込み等に留意し、子供に悪影響を及ぼさないよう必要に応じ啓発のメッセージを発信する必要がある。そして、市町と連携し、広報や教育、相談窓口の充実を図るとともに、報道機関の協力を得ながら、差別、偏見、誹謗中傷を根絶すべきである。

提言２ 社会経済活動の活性化

(1) 中小企業・小規模事業者への支援

コロナ禍の長期化を踏まえ、県内企業の受けている影響を定期的に調査し、製造業、観光業、飲食業などあらゆる産業分野の今後の状況を踏まえた的確な支援を実施すべきである。また、中小企業等の事業継続に向けた資金繰りの支援を拡充するとともに、新たなサービス展開や業態転換を行う企業の取組の広がりを促進させ、その挑戦とサービス展開等が今後も定着するよう支援すべきである。さらに、事業経営における家賃の負担を軽減し、事業継続の下支えをするため、市町と連携した家賃助成を検討する必要がある。

また、感染症から県民の命を守り、いつ発生するか分からない新たな感染症への県民の不安を解消するため、平時から中長期的に薬品、医療機器、衛生資材の開発や製造に取り組む県内企業を支援し、感染症対策に必要な医療物資等について県内で自給自足できる環境づくりをする必要がある。

さらに、中小企業等の経営改善や雇用維持をサポートするため、市町、商工関係団体、金融機関等と連携し、中小企業診断士等の専門家派遣や相談窓口体制の拡充をして、その利用についての広報を強化することで、満足度と利用度の向上を図る必要がある。

そして、失職者や離転職者が再就職するための支援や人材が余剰する企業と人材が不足している企業のマッチングに向けた支援を拡充するとともに、失業等により精神的なケアが必要な方を対象とする相談体制を強化すべきである。

また、感染症対策を踏まえた事業継続計画（BCP）の策定や改定が進んでいない小規模企業等に対して、策定等の支援を強化するとともに、従業員の感染リスクや業務の社会的必要性等を考慮した上で、感染症対策とテレワークなどの新しい働き方を取り入れた策定モデルを定期的に見直すべきである。

（２）農林水産業者への支援

EC（エレクトロニック コマース）サイトを活用し、農林水産業者等を支援するバイ・シズオカ運動は、本県のPRと県産品の消費拡大につながるとともに、地産地消や食育の推進、地域社会を支える農林水産業の魅力発信に有効なため、同様の支援策を継続実施すべきである。また、更なる消費喚起につなげるため、参加業者を拡大するとともに、県外への広報活動を強化する必要がある。

本県の主要な農畜産物であり、外食用や贈答用の需要が多い温室メロン、ワサビ、牛肉、花き、お茶などの生産者が、需要低迷により事業継続が困難とならないよう、資金繰り等の金融支援や経営体制の改善指導を継続するとともに、市町と連携し、感染症の終息後においてもイベントでの積極的な活用などの支援を拡充すべきである。

また、コロナ禍の長期化により、住宅など建築物の着工が停滞し、木材の需要や生産活動に影響が出ないように、県産材の利用を促進する取組を強化する必要がある。さらに、業務向けや観光関連向けなどで出荷量の減少、価格下落の影響を受けている魚種や水産加工品の需要喚起や事業者の新たな取組を引き続き支援すべきである。

（３）飲食業者への支援

来店客への感染予防の注意喚起や、店内消毒、店舗内の個室化、換気対策の強化など、感染防止に徹底して取り組んでいる飲食店を安全・安心な優良店舗として認定し、分かりやすいようにステッカー等を配布するなど、市町や関係団体と連携し、県民がそれを確認して店を利用できるようなチェック体制を構築して業界全体に広げ、優良な飲食店のイメージアップを図るべきである。

また、外食需要の喚起を図るため、外食を通じて幸せな時間を過ごせる

楽しさをメッセージとして強力に発信するとともに、市町や関係団体と連携して、飲食店で利用できるお得なプレミアム付きクーポン券などの活用について検討する必要がある。

さらに、飲食業者による店のブランド力向上、通販事業等との異業種間連携、新たな食のスタイルの創造などの前向きな取組をモデル事業として業界全体に広げるため、経営改善等の専門家の知見を活用し、その取組の支援を強化すべきである。

(4) 観光誘客対策

宿泊施設に対し、感染症対策の事業継続計画（BCP）を策定した上で、宿泊施設内で感染者が発生した場合の従業員の役割分担を明確にして、保健所等関係機関との連絡調整などが円滑に行えるよう、定期的な訓練を奨励すべきである。さらに、市町等と連携してこれらの実施状況を情報発信し、安全・安心な観光地であることをPRする必要がある。

また、近場の旅行であるマイクロツーリズムは多くのリピーターが期待できるので、その目的地に本県を選んでもらえるよう、県民や首都圏や中京圏の近隣他県の方に対して、豊かで美しい自然、多彩で高品質な食材、魅力的な歴史・文化施設など本県の観光資源をインターネットやSNSなどで効果的に情報発信すべきである。さらに、県民が県内旅行を割安で楽しめるように割引助成を引き続き実施するとともに、本県の自然・歴史・文化等を学習対象とした教育旅行を積極的に誘致する必要がある。

特に、伊豆地域は首都圏から近く、豊富な観光資源を有する人気の観光地であることから、首都圏居住者のテレワーク拠点やワーケーション環境の整備を促進することで、副次的な効果として将来の移住定住につながる可能性がある。

そこで、伊豆地域に限らず、県内に支店がある首都圏等の企業に対して、県の事務所経由の誘致に加え、市町や首都圏等の企業と取引のある県内の金融機関等と連携して、県内へのテレワーク拠点等の誘致を強化すべきである。

さらに、観光需要が団体から個人の旅行にシフトしていく中、来県者の満足度向上やリピーター需要獲得のため、安全・安心対策を講じた上で、静岡県内の食の魅力を活用した観光誘客や、公共交通機関と観光施設をつ

ないで利便性を確保するMaaS（マース）の実用化などを図り、県内を周遊する仕組みづくりを強化すべきである。

（５）学校における教育活動

学校の休校時の対応のため、そして感染症の影響や心身の不調で登校できない生徒の学びを止めないため、各学校の授業方針や生徒の学習状況を考慮しながら、ICT環境の整備によりオンライン授業と教室での授業を組み合わせ、全ての生徒が同じ条件で授業を受けられるよう、県立高校において魅力ある学校づくりを進めるべきである。また、これらを推進する上で、ICT教育の充実に関心している私立学校等との連携も検討する必要がある。

また、小学校、中学校においては、学校が一斉休校となった際には、動画サイトの活用、地元テレビ局やケーブルテレビ等との連携により、児童・生徒向けの教科ごとの学習動画を放映したり、コミュニティFMで学校からのメッセージを発信したりして、生徒の学びのモチベーションを高める方法を検討する必要がある。

さらに、教員のICT教育に関する能力の向上を図るため、ICT教育の進め方を支援する人材の活用を更に進めるとともに、感染症対策において教員の負担軽減を図るため、学習支援員やスクールサポートスタッフを増員し、校舎内の消毒等の実施については専門業者への委託を実施すべきである。また、学校のオンライン教育におけるメリットやデメリットを整理し、その課題を解決するため、スクールカウンセラー等の専門家の各学校への派遣を強化するなどのほか、児童生徒と保護者、教職員に対するメンタル面をサポートする体制づくりを充実する必要がある。

（６）家庭での相談体制等

コロナ禍の長期化により、様々な課題を抱え、生活に困窮する方に対して、市町、関係機関と連携し、就労支援、生活支援など一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を充実すべきである。

また、生活困窮や雇用不安、家族間での悩み等により心身に不調をきたし、自殺、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談が増えることが想定されるため、相談・支援体制を強化する必要がある。

委員会の活動状況

回数等	開催日	調査の概要
第1回	2. 5. 20	委員協議（調査運営方針、年間スケジュール等）
第2回	2. 6. 19	委員協議（調査内容の整理、説明員等）
第3回	2. 7. 15	調査事項に関する関係部局からの説明と質疑応答 委員協議（参考人等）
第4回	2. 9. 4	参考人招致 ・一般財団法人静岡経済研究所 常務理事 恒友 仁 氏 ・静岡県立静岡がんセンター 感染症内科部長 倉井 華子 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第5回	2. 10. 15	参考人招致 ・静岡県経済農業協同組合連合会 常務理事 石川 和弘 氏 ・株式会社なすび 代表取締役社長 藤田 圭亮 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第6回	2. 11. 26	参考人招致 ・静岡県立大学経営情報学部 教授 八木 健祥 氏 ・静岡聖光学院中学校・高等学校 校長 星野 明宏 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第7回	3. 1. 28	報告書作成に向けた委員間討議

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
委 員 長	藪田 宏行	自民改革会議
副委員長	東堂 陽一	自民改革会議
副委員長	土屋 源由	自民改革会議
委 員	坪内 秀樹	自民改革会議
委 員	江間 治人	自民改革会議
委 員	中谷多加二	自民改革会議
委 員	曳田 卓	ふじのくに県民クラブ
委 員	小長井由雄	ふじのくに県民クラブ
委 員	阿部 卓也	ふじのくに県民クラブ
委 員	早川 育子	公明党静岡県議団
委 員	鈴木 節子	日本共産党